

薬剤耐性対策アクションプランについて

消費・安全局 畜水産安全管理課

1. 薬剤耐性(AMR)をめぐる情勢

背景

- 抗菌剤が効かない薬剤耐性菌による感染症が世界的に拡大
- 一方で、新規の抗菌剤の開発は近年停滞
 - ⇒ 何も対策を取らない場合、2050年には薬剤耐性感染症により1000万人死亡との推定(OECDレポート)

国際社会の動向

- WHOは、昨年5月の総会で薬剤耐性に対する国際行動計画を採択
- G7は、昨年6月のエルマウサミットで、薬剤耐性対策を推進することで一致
 - ⇒ 本年4月のG7新潟農業大臣会合、5月の伊勢志摩サミットにおいても主要議題の一つとしてAMR対策について議論

1

我が国の対応

- これまで、人の医療、畜水産、食品安全の各分野において、サーベイランス(耐性菌の監視)、抗菌剤の適正使用等の取組を実施。
- G7伊勢志摩サミットに向け、国家行動計画(アクションプラン)を策定。分野横断的な取組(人と動物等の保健衛生の一体的な推進=ワンヘルス・アプローチ)を推進するとともに、国際協力を推進。

2. 家畜への抗菌剤の使用と薬剤耐性菌

- 畜産分野では、動物用医薬品及び飼料添加物として抗菌剤を使用。
- 薬剤耐性菌対策は、家畜での抗菌剤の有効性を確保するために重要な課題。
- また、薬剤耐性菌が畜産物等を介して人に伝播する可能性が指摘されている。
- そのため、我が国では、食品安全委員会が行う人の健康への影響に関する評価(リスク評価)を踏まえ、農林水産省が使用基準等のリスク管理措置を実施。

2

3. 畜産分野における薬剤耐性菌に対するリスク管理措置①

➤ 動物用医薬品の適正使用・慎重使用を徹底※

- ① 獣医師の診察を義務付け、診察に基づく指示を受けた者以外への販売を禁止（医薬品医療機器等法、獣医師法）
- ② 慎重使用に関するガイドラインを策定し、獣医師や生産者等の関係者に抗菌剤の慎重な使用の徹底を啓発・指導（農水省通知）

※養殖水産動物用医薬品については、水産試験場等が適正使用を指導（農水省通知）

※飼料添加物については、法に基づく指定の際の評価基準として、医療の分野に悪影響を及ぼすものであってはならないと規定（農水省通知）

➤ 使用対象動物、使用量、使用時期等に関する基準を設定し、限定的に使用

（医薬品医療機器等法、飼料安全法）

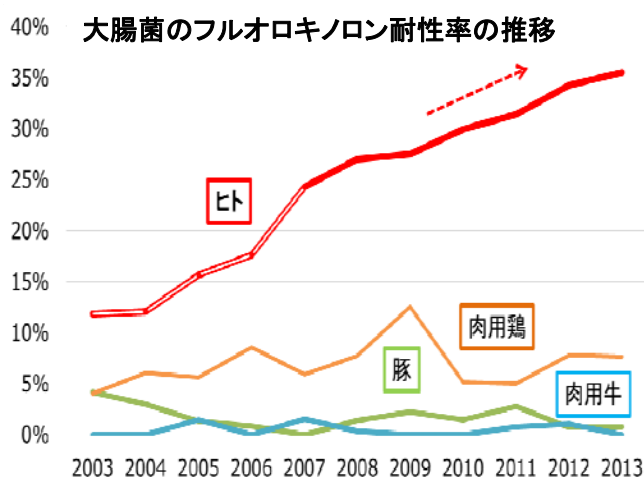
➤ リスク評価の結果、人の健康に影響を与える可能性が高いとされた場合には、対象とする病気をさらに限定したり、家畜への使用を取りやめたりすることとしている



3

3. 畜産分野における薬剤耐性菌に対するリスク管理措置②

➤ 抗菌剤に対する薬剤耐性菌の動向を把握するとともに、食品安全委員会が行うリスク評価や農林水産省が行うリスク管理措置を検討するための基礎資料とするため、全国的なモニタリング調査(JVARM)を、1999年から、動物医薬品検査所が実施。



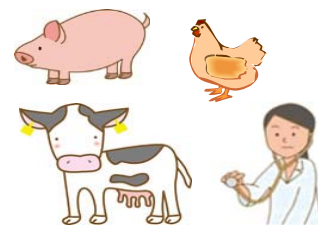
➤ 人及び家畜等における薬剤耐性の包括的なモニタリング体制の構築を目的として、人の医療分野のモニタリング調査(JANIS)とのデータの相互利用等の連携を実施。



JANIS



人臨床分離株と家畜由来菌株の比較が可能

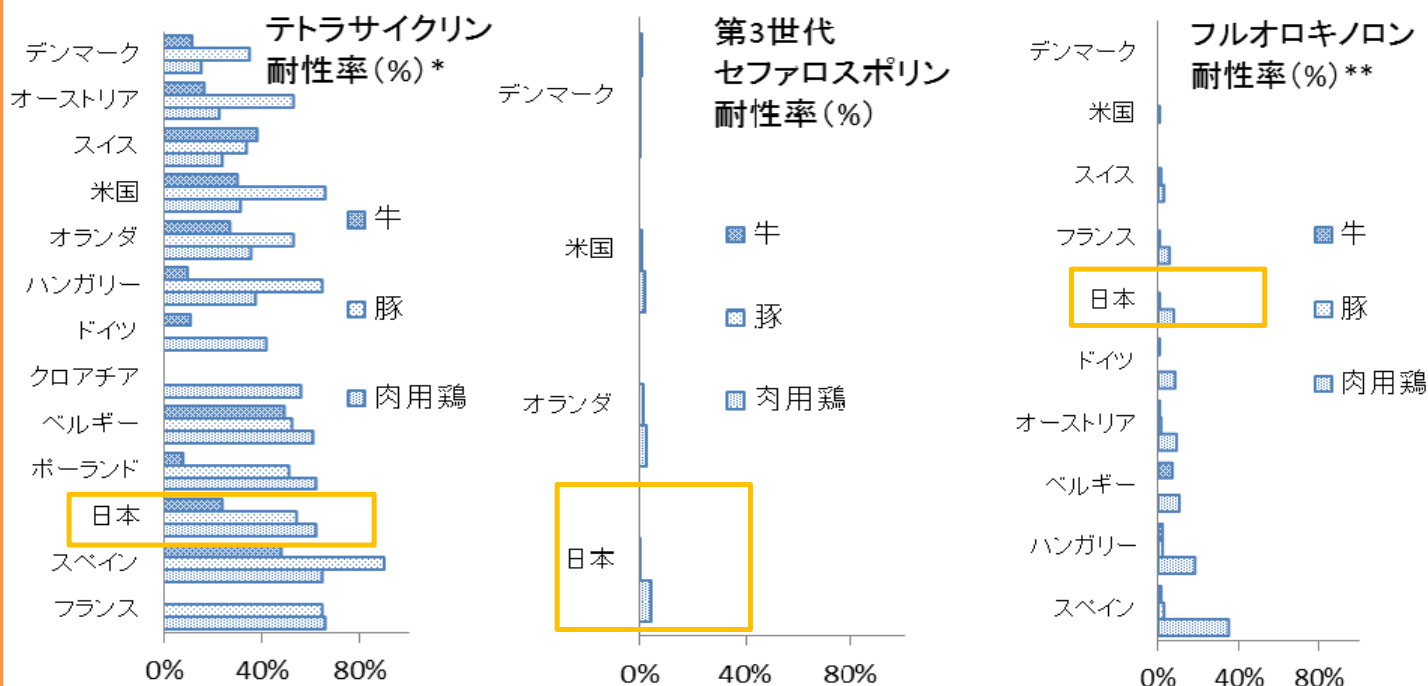


JVARM

4

4. 畜産分野における薬剤耐性の現状

- 家畜に対する使用量の多いテトラサイクリン並びに人の医療上極めて重要とされている第3世代セファロスポリン及びフルオロキノロンに対する、家畜由来の大腸菌の薬剤耐性率は、欧米諸国とほぼ同水準。



*ドイツの豚、クロアチアの牛と豚及びフランスの牛はデータなし **デンマーク、スイス及びフランスの牛とドイツ及びベルギーの豚はデータなし

(図) 家畜由来大腸菌の薬剤耐性率の国際比較－2013年－

5

5. 薬剤耐性対策アクションプランの概要①

薬剤耐性対策アクションプラン(H28.4.5関係閣僚会議決定)

内容: WHOの国際行動計画を踏まえ、関係省庁・関係機関等がワンヘルス・アプローチの視野に立ち、協働して集中的に取り組むべき対策をまとめたもの

期間: 今後5年間(2016～2020)

構成: 次の6つの分野の目標ごとに、戦略や具体的な取組等を盛り込む

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ①普及啓発・教育 | ②動向調査・監視 | ③感染予防・管理 |
| ④適正使用 | ⑤研究開発・創薬 | ⑥国際協力 |

○畜産分野等の主な取組

- 我が国の畜産分野の薬剤耐性率は、国際的にも低い水準。そのため、抗菌剤の慎重使用の推進等これまでの取組を更に強化。
- 薬剤耐性の動向調査・監視を強化。先進的取組として、人の医療分野と畜産分野の連携の一層の推進や愛玩動物の調査の開始等に取り組む。
- 養殖水産動物用医薬品の使用に、専門家(獣医師、魚類防疫員等)が関与する仕組みを導入。
- アジア地域における国際協力を強化。

6